

■ 外食業

従事する業務区分	外食業全般（飲食物調理，接客，店舗管理）
従事できる関連業務	店舗において原材料として使用する農林水産物の生産
	客に提供する調理品等以外の物品の販売の納品
雇用形態	直接雇用
試験区分	1試験区分
技能試験	外食業特定技能1号技能測定試験
日本語試験	日本語能力試験（N4以上）、又は、国際交流基金日本語基礎テスト
試験免除等となる技能実習職種	医療・福祉施設給食製造
人数制限	なし
管轄省庁	農林水産省
受入機関に対して特に課す条件	食品産業特定技能協議会に参加し、必要な協力を行うこと
	農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	登録支援機関に支援を全部委託する場合、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	風俗営業関連の営業所に就労させないこと
	風俗営業関連の接待を行わせないこと
日本標準産業分類の範囲	「飲食店」に分類される事業所に就労させること
	「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類される事業所に就労させること